

改正後	改正前
<p>[別紙] 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第1 総則 (略)</p> <p>1 この指針の目的及び趣旨 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>(留意事項1) 幼稚園が行う預かり保育の取扱い</p> <p>幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、<u>法等</u>に則り適正に実施されることが求められる。</p> <p>また、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、<u>法等</u>に則り適正に実施されることが求められるが、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。</p> <p>(留意事項2) (略)</p> <p>(留意事項3) (略)</p> <p>3 指導監督の事項及び方法</p> <p>(1) 指導監督の事項</p> <p>指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、<u>法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)</u>及び<u>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設</u>であって、都道府県知事、指定都市市長、<u>中核市市長又は児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)</u>が<u>別に基準を定めている場合は</u>、指導監督基準の一部を適用しないことができること。</p>	<p>[別紙] 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第1 総則 (略)</p> <p>1 この指針の目的及び趣旨 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>(留意事項1) 幼稚園が行う預かり保育の取扱い</p> <p>幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、<u>児童福祉法等</u>に則り適正に実施されることが求められる。</p> <p>また、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、<u>法等</u>に則り適正に実施されることが求められるが、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。</p> <p>(留意事項2) (略)</p> <p>(留意事項3) (略)</p> <p>3 指導監督の事項及び方法</p> <p>(1) 指導監督の事項</p> <p>指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、<u>1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設</u>であって、都道府県知事、<u>政令指定都市市長又は中核市市長が必要と認めた場合は</u>、指導監督基準の一部を適用しないことができること。</p>

また、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき効果的・効率的に行うこと。

(留意事項4) 認可外保育施設については、法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(2) 指導監督の方法 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握 (略)

(留意事項5) 市区町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市区町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供
- ・市区町村に認可外保育施設から、子ども・子育て支援法第30条の11第1項に基づく確認の相談等があった場合の必要に応じた都道府県への情報提供

(参照条文)

- ・都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。(法第59条の2の6)
- ・市町村長は、第30条の11第1項及び第58条の8から第58条の10までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。(子ども・子育て支援法第58条の12)

(留意事項6) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導
認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場

(留意事項4) 認可外保育施設については、児童福祉法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(2) 指導監督の方法 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握 (略)

(留意事項5) 市区町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供。

(参照条文) 児童福祉法第59条の2の6

都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(留意事項6) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導
認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場

合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式 1、様式 1 - 2 及び様式 2 参照

(留意事項 7) (略)

(留意事項 8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）

届出対象施設は法第 59 条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。））の交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事等に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市区町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行

合や、設置について情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式 1、様式 1 - 2 及び様式 2 参照

(留意事項 7) (略)

(留意事項 8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）

届出対象施設は法第 59 条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

- ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。
（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）

規則」という。)第49条の2)。

① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

(乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。)

(その旨が約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。)

ア～ウ (略)

エ 一時預かり事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第13項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

②・③ (略)

(留意事項9)届出事項(施行規則第49条の3)

① 法第59条の2第1項に規定する全ての施設の設置者において届出が必要な事項

- ・施設の名称及び所在地(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地)
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日

(その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。)

ア～ウ (略)

エ 一時預かり事業対象となる乳幼児

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

②・③ (略)

(留意事項9)届出事項(施行規則第49条の3)

① 法第59条の2第1項に規定する全ての施設の設置者において届出が必要な事項

- ・施設の名称及び所在地(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地)
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日

- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等）
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む。）
- ・利用定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式3及び様式4参照

(参照条文) 法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等）
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）
- ・利用定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式3及び様式4参照

(参照条文) 児童福祉法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(留意事項 10) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第 119 条～第 122 条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市 (以下「都道府県等」という。) が通知することとなる。

(4) 市区町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市区町村長に速やかに通知すること。(法第 59 条の 2 第 3 項参照)

第 2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象 (略)

① 事故等が生じた場合の報告 (臨時の報告)

当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知) に基づき、速やかに報告させること。 様式 6 参照

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知) に準じて、都道府県等に報告さ

(留意事項 10) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第 119 条～第 122 条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県等が通知することとなる。

(4) 市町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届け出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届け出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知すること。(児童福祉法第 59 条の 2 第 3 項参照)

第 2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象 (略)

① 事故等が生じた場合の報告 (臨時の報告)

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させること。

様式 6 参照

せること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。

② (略)

③ 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更が生じた場合は、変更後1か月以内に報告させること。

([法第59条の2第2項](#)参照)

様式8参照

④ 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から1か月以内に報告させること。(法第59条の2第2項参照)

様式9参照

(留意事項11) 運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、[法第59条の2の5第1項](#)において、都道府県に対し定期報告を行うことを義務づけられているが、届出対象施設以外の施設についても[法第59条](#)により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、施設の状況を把握しておくことが必要であることから運営状況報告を徴収するものである。

(留意事項12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

② (略)

③ 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更が生じた場合は、変更後1か月以内に報告させること。

([児童福祉法第59条の2第2項](#)参照)

様式8参照

④ 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から1か月以内に報告させること。(児童福祉法第59条の2第2項参照)

様式9参照

(留意事項11) 運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、[児童福祉法第59条の2の5第1項](#)において、都道府県に対し定期報告を行うことを義務づけられているが、届出対象施設以外の施設についても[児童福祉法第59条](#)により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、施設の状況を把握しておくことが必要であることから運営状況報告を徴収するものである。

(留意事項12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（法第 27 条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（法第 23 条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・子育て短期支援事業の活用（法第 6 条の 3 第 3 項）

（留意事項 13） （略）

（留意事項 14） 定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

① 報告が必要な事項

ア （略）

イ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者において報告が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ （略）

② 研修の受講

法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の保育に従事する者（保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）を除く。）については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和元年 9 月 20 日付け子発 0920 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。

(2) 運営状況報告がない場合の取扱い （略）

(3) 特別の報告徴収の対象 （略）

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（児童福祉法第 27 条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（児童福祉法第 23 条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・子育て支援短期利用事業の活用（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項）

（留意事項 13） （略）

（留意事項 14） 定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

① 報告が必要な事項

ア （略）

イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者、1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下である施設（上記留意事項 8 の各項目に掲げるものを除く。）の設置者において報告が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ （略）

② 研修の受講

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設や 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設の保育に従事する者については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和元年 9 月 20 日付け子発 0920 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。

(2) 運営状況報告がない場合の取扱い （略）

(3) 特別の報告徴収の対象 （略）

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること。

また、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、年1回以上行うことを原則とする。これが困難である都道府県等においては、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うこともやむを得ないこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うこと。

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、巡回支援指導員等が訪問する、又は市区町村の協力を得て当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。

(留意事項15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。

また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること。

また、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く）に対する立入調査については、できる限り年1回以上行うよう努力することとし、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、市町村の協力を得て、当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこと。

(留意事項15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。

適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度として立入調査は隔年とする等の取扱いも不相当ではないこと。しかしながら、これらの場合にあっても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査

認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。(法第59条第1項参照)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施設

しかしながら、これらの場合にあっても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査

認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。(児童福祉法第59条第1項参照)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施

長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。以下同じ。）や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

また、立入調査については、施設の運営状況等を把握する他、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施すること。

（参照条文） （略）

(2) 立入調査の手順

① 実施計画の策定 （略）

（留意事項18）行政情報の提供について （略）

（留意事項19）以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面等交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有

設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

また、立入調査については、施設の運営状況等を把握する他、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施すること。

（参照条文） （略）

(2) 立入調査の手順

① 実施計画の策定 （略）

（留意事項18）行政情報の提供について （略）

（留意事項19）以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有

する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（法第59条第1項参照）

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（法第59条の2の6参照）

なお、市区町村は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第30条の11第1項）に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第53条から第61条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」（令和元年11月27日付け府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1及び2）に基づき、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項に定める指導と、子ども・子育て支援法第58条の8第1項に定める監査を行うことが求められている。

そのため、立入調査に当たっては、事前に市区町村の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努められたい。

（留意事項20）市区町村との連携の例 （略）

④・⑤ （略）

（留意事項21）速やかな立入調査ができない場合の処理 （略）

⑥ （略）

（留意事項22）問題を有すると考えられる施設に対する取扱い （略）

有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（法第59条第1項参照）

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（児童福祉法第59条の2の6参照）

なお、市区町村は、子ども・子育て支援法第58条の2及び第58条の8から第58条の12までの規定に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対して、施設の確認や、必要に応じた施設からの報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、さらに都道府県に対する協力要請を行うことができる。そのため、立入調査に当たっては、幼児教育・保育の無償化の観点から行われる市区町村による調査等と連携することが有効であると考えられること。

（留意事項20）市区町村との連携の例 （略）

④・⑤ （略）

（留意事項21）速やかな立入調査ができない場合の処理 （略）

⑥ （略）

（留意事項22）問題を有すると考えられる施設に対する取扱い （略）

⑦～⑨ (略)

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則 (略)

(留意事項 23) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する同法第 14 条第 1 項及び同法第 58 条の 8 第 1 項に基づき、市区町村が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施すること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

(留意事項 24) 立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項 28 についても留意すること。

【重点調査事項の例】

- ・保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・事故防止の取組（乳幼児突然死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）
- ・適切な食事、衛生管理の徹底
- ・人権配慮、虐待防止
- ・その他、各都道府県等が定める重点調査事項

2 改善指導

(1) 改善指導の対象 (略)

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後概ね 1 か月以内に、改善されなければ法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告及び同法第 59 条第 4 項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

⑦～⑨ (略)

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則 (略)

(留意事項 23) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

(新設)

2 改善指導

(1) 改善指導の対象 (略)

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後概ね 1 か月以内に、改善されなければ児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告及び同法第 59 条第 4 項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

様式 10 参照

② 改善指導結果の確認 (略)

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、留意事項 24 の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順 (略)

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知 (略)

② 公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。(法第 59 条第 4 項及び第 7 項参照)

第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。(法第 59 条第 5 項参照)

(留意事項 25) (略)

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

様式 10 参照

② 改善指導結果の確認 (略)

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順 (略)

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知 (略)

② 公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。(児童福祉法第 59 条第 4 項及び第 7 項参照)

第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。(児童福祉法第 59 条第 5 項参照)

(留意事項 24) (略)

(留意事項 [26](#)) (略)

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

①・② (略)

(留意事項 [27](#)) 弁明の機会の付与は、行政手続法第 29 条から第 31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面等によって通知して行うこと。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

③・④ (略)

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。(法第 59 条第 7 項参照)

第 5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順 (略)

(2) 緊急時の改善勧告 (略)

①～③ (略)

(留意事項 [28](#)) 上記の①から③までの具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・ 「第 1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第 2 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・ 「第 1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね

(留意事項 [25](#)) (略)

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

①・② (略)

(留意事項 [26](#)) 弁明の機会の付与は、行政手続法第 29 条から第 31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

③・④ (略)

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。(児童福祉法第 59 条第 7 項参照)

第 5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順 (略)

(2) 緊急時の改善勧告 (略)

①～③ (略)

(留意事項 [27](#)) 上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・ 「第 1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第 2 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・ 「第 1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね [3](#)

三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び（1）における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの

- ・「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「（2）保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「（3）保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。（法第59条第6項参照）

（留意事項 29） （略）

（留意事項 30） 施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市区町村への通知事項以外にも、報告徴

分の1（保育に従事する者が2人の施設及び（1）における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの

- ・「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「（2）保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「（3）保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。（児童福祉法第59条第6項参照）

（留意事項 28） （略）

（留意事項 29） 施設の施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市区町村への通知事項以外にも、報告徴

収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市~~区~~町村等に情報の提供を行うこと。

あわせて、利用者からの相談を受けた市区町村、消費生活センター等と都道府県等との間で情報共有を図ること。

(留意事項 [31](#)) 法令に定める市区町村への通知事項

- ・改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知 ([法](#)第 59 条第 7 項)
- ・届出があった場合、当該届出に係る事項の通知 ([法](#)第 59 条の 2 第 3 項)
- ・認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知 ([法](#)第 59 条の 2 の 5 第 2 項)

2 一般への情報提供 (略)

(留意事項 [32](#)) (略)

①～③ (略)

④ 参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

(参照条文) [法](#)第 59 条の 2 の 5 第 2 項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第 7 雑則

1 記録の整備 (略)

2 厚生労働省への報告 (略)

収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市町村等に情報の提供を行うこと。

あわせて、利用者からの相談を受けた市区町村、消費生活センター等と都道府県等との間で情報共有を図ること。

(留意事項 [30](#)) 法令に定める市区町村への通知事項

- ・改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知 ([児童福祉法](#)第 59 条第 7 項)
- ・届出があった場合、当該届出に係る事項の通知 ([児童福祉法](#)第 59 条の 2 第 3 項)
- ・認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知 ([児童福祉法](#)第 59 条の 2 の 5 第 2 項)

2 一般への情報提供 (略)

(留意事項 [31](#)) (略)

①～③ (略)

④ 参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

(参照条文) [児童福祉法](#)第 59 条の 2 の 5 第 2 項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする

第 7 雑則

1 記録の整備 (略)

2 厚生労働省への報告 (略)

改正後	改正前
<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) [] の枠外が指導監督基準であり、 [] の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。</p> <p><u>また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。</u></p> <p>○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。</p> <p>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、 乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人 1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人 3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人 4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人</p> <p><u>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているよ</u></p>	<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) [] の枠外が指導監督基準であり、 [] の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。</p> <p>○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。</p> <p>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、 乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人 1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人 3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人 4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人 (新設)</p>

うな施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。

- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

○ 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

(削る)

- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。

(新設)

- (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(新設)

(2) 保育に従事する者

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。
- 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上 の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 (略)

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) (略)

(2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条3第9項の業務を目的とする施設にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。
- 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上 の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 (略)

(新設)

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) (略)

(2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

○ 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設 又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)については、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(2) (略)

3 (略)

第3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○ 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

○ 非常口は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

(新設)

- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(2) (略)

3 (略)

第3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○ 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(新設)

- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○ 児童福祉施設設備運営基準第6条

- 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 家庭的保育事業等設備運営基準第7条

- 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照。)

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさ

○ 児童福祉施設設備運営基準第6条

- 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 家庭的保育事業等設備運営基準第7条

- 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(新設)

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさ

ない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①、② (略)
避難用	①～④ (略)

○ 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

- ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
- ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
- ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
- ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ⑤その階の保育室の面積の概ね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあつて

ない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

<u>(い)</u>	①、② (略)
<u>(ろ)</u>	①～④ (略)

○ 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

- ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
- ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
- ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
- ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあつては、

は、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

<u>常用</u>	①・② (略)
<u>避難用</u>	①～③ (略)

ハ～ト (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

<u>常用</u>	①～② (略)
<u>避難用</u>	①～③ (略)

○ 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する

本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

<u>(い)</u>	①・② (略)
<u>(ろ)</u>	①～③ (略)

ハ～ト (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれれも30m以下となるように設けられていること。

<u>(い)</u>	①～② (略)
<u>(ろ)</u>	①～③ (略)

○ 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

○ 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○ 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○ 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ハ～ト (略)

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア (略)

○ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各**時期**の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解す

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

○ 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○ 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○ 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ハ～ト (略)

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア (略)

○ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各**発達区分ごと**の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)

ることが不可欠であること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら

を理解することが不可欠であること。

[6か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[6か月から1歳3か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

[1歳3か月から2歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

[2歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

ら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

[3歳児]

・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

[4歳児]

・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

[5歳児]

・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

[6歳児]

・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるようにすること。

イ～オ (略)

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

[3歳児]

・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

[4歳児]

・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

[5歳児]

・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

[6歳児]

・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊び、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ～オ (略)

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

○ 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

○ 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

○ 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

○ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ (略)

(3) (略)

第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にする。

○ 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

○ 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

○ 都道府県等が実施する施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ (略)

(3) (略)

第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省）を参考にする。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
 - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・ 哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌すること。
 - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
 - ・ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。

(2) 食事内容等の状況

ア、イ (略)

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。
なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・ 食器類や哺乳ビンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。
 - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・ 食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア、イ (略)

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 栄養所要量を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。
なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応

じた配慮を行うこと。

○ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1)～(5) (略)

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版) (平成 30年 3月厚生労働省) を参考にする
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等 (その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)) を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。) の提出など、かかりつけ医による判断の確認 について、保護者の 理解と協力 を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群 に対する注意

ア～ウ (略)

(8) 安全確保

ア～ウ (略)

エ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

オ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。

カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告するこ

じた配慮を行うこと。

(新設)

第7 健康管理・安全確保

(1)～(5) (略)

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン (平成 24年 11月厚生労働省) を参考にする
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群 の予防

ア～ウ (略)

(8) 安全確保

ア～ウ (略)

(新設)

エ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。

(新設)

と。

○ 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知）を参照すること。

キ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。

○ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。

・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。

・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。

・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。

・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。

○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工

(新設)

ホ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。

(新設)

○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工

夫を行うことが必要であること。

- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）
 - ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・事業を開始した年月日
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由（注：利用料の変更に関し掲示が適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）
 - ・入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）

夫を行うことが必要であること。

- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。）
 - ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・事業を開始した年月日
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
 - ・入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）

- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。
(様式14参照)

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。
(様式15参照)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサー

- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。
(様式14参照)

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。
(様式15参照)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサー

ビスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。(例)
 - ・労働者名簿(労働基準法第 107 条)
 - ・貸金台帳(労働基準法第 108 条)

ビスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(児童福祉法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。(例)
 - ・労働者名簿(労働基準法第 107 条)

・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）

・賃金台帳（労働基準法第 108 条）
・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）

標準様式

【注：以下様式 1～15 については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式 1 及び様式 5 については、法第 6 条の 3 第 11 項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式 1－2， 5－2 を示すものである。】

標準様式

【注：以下様式 1～15 については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式 1 及び様式 5 については、法第 6 条の 3 第 11 項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式 1－2， 5－2 を示すものである。】

(様式1：設置届出書) (第59条の2)

認可外保育施設設置届

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(様式1：設置届出書) (第59条の2)

認可外保育施設設置届

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(別紙(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称						
② 施設 の 所在地	〒					Tel
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名						
⑤ 設 置 者 住 所	〒					
	Tel					
⑥ 代 表 者 名	(氏名)		(職名)			
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)			
⑧ 管 理 者 住 所	〒					
	Tel					
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日					
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無
⑪ 施 設 備	専用設備		乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所			
	室 名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	合 計
		室 数	室	室	室	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		室 名	調理室	医務室	便 所	
	室 数	室	室	室	室	m ²
		面 積	m ²	m ²	m ²	
	屋外遊戯場(園庭)		有 (m ²)	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無	
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の 階	
		木 造	その他 ()			
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間		備 考	
	平 日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			

(別紙(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称						
② 施設 の 所在地	〒					Tel
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名						
⑤ 設 置 者 住 所	〒					
	Tel					
⑥ 代 表 者 名	(氏名)		(職名)			
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)			
⑧ 管 理 者 住 所	〒					
	Tel					
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	平成 年 月 日					
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無
⑪ 施 設 備	専用設備		乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所			
	室 名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	合 計
		室 数	室	室	室	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		室 名	調理室	医務室	便 所	
	室 数	室	室	室	室	m ²
		面 積	m ²	m ²	m ²	
	屋外遊戯場(園庭)		有 (m ²)	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無	
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の 階	
		木 造	その他 ()			
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間		備 考	
	平 日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			

⑬ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・定期契約 (" 歳 ～ 歳) ・一時預かり (" 歳 ～ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ～ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ～ 歳) ・ () (" 歳 ～ 歳) 	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑭ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

⑮ 利用料金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 6歳以上(就学前) 学童	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑯ 定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑰ 届出年月日の前日において保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)									
在園時間	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
昼間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑬ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・定期契約 (" 歳 ～ 歳) ・一時預かり (" 歳 ～ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ～ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ～ 歳) ・ () (" 歳 ～ 歳) 	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑭ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

⑮ 利用料金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 6歳以上(就学前) 学童	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	() 円
	4歳児	円	円	円	円	() 円
	5歳児	円	円	円	円	() 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑯ 定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

⑰ 届出年月日の前日において保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)									
在園時間	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
昼間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑮ 状況加入	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	未加入	保険事故 (内容)	
		保険金額	
⑲ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)				
人		人		人		人				
() 人		() 人		() 人		() 人				
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人					
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人					
	・資格(従事している場合に記入)	准看護師 人	准看護師 人	() 人	() 人					
	家庭的保育者	家庭的保育者								
	保育士	基準で定める研修 終了者	基準で定める研修 終了者							
	看護師									
	准看護師	その他 人	その他 人							
	その他 ()	() 人	() 人							

㉑ ㉑のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者 (保育士、看護師・准看護師の資格あり)												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者 (保育士)	常勤 ・ 非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数												
総勤務時間												
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑮ 状況加入	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	未加入	保険事故 (内容)	
		保険金額	
⑲ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)				
人		人		人		人				
() 人		() 人		() 人		() 人				
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人					
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人					
	・資格(従事している場合に記入)	准看護師 人	准看護師 人	() 人	() 人					
	家庭的保育者	家庭的保育者								
	保育士	基準で定める研修 終了者	基準で定める研修 終了者							
	看護師									
	准看護師	その他 人	その他 人							
	その他 ()	() 人	() 人							

* 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

㉑ ㉑のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者 (保育士、看護師・准看護師の資格あり)												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者 (保育士)	常勤 ・ 非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
	常勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数												
総勤務時間												
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人											総勤務時間	

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

② 嘱託医の有無	有 無
③ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

④ 職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）												
資格の有無等	A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A, Bを除く）		D 合計（A+B+C）					
	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。												
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
従事していない	准看護師	人	准看護師	人	()	()						
・資格（従事している場合に記入）	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人								
保育士	基準で定める研修 終了者	人	基準で定める研修 終了者	人								
看護師		人		人								
准看護師	その他	人	その他	人								
その他 ()	()	人	()	人								

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8時間 = () 人											総勤務時間	

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

② 嘱託医の有無	有 無
③ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

④ 職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）												
資格の有無等	A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A, Bを除く）		D 合計（A+B+C）					
	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	人 () 人	
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。												
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
従事していない	准看護師	人	准看護師	人	()	()						
・資格（従事している場合に記入）	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人								
保育士	その他	人	その他	人								
看護師	()	人	()	人								
准看護師		人		人								
その他 ()	()	人	()	人								

* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

㉔ ㉔のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯												勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～			
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	←----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----→												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間			
() 時間 ÷ 8時間 = () 人														

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯												勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～			
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間			
() 時間 ÷ 8時間 = () 人														

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉔ ㉔のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯												勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～			
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	←----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----→												8時間
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間			
() 時間 ÷ 8時間 = () 人														

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯												勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～			
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
	常勤・非常勤	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----												
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間			
() 時間 ÷ 8時間 = () 人														

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉔ 施設に在籍している保育従事者数 (内訳)	保育士 看護師・准看護師 居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者 子育て支援員研修(地域保育コース)修了者 子育て支援員研修(上記以外)修了者 家庭的保育者等研修修了者 その他()	人 人 人 人 人 人 人	
㉕ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月 (研修名等: 年 月 (研修名等: 年 月	参加者数(名) 参加者数(名) 参加者数(名)	無

* ㉔については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

㉖ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

企業主導型保育事業に㉔による運営費助成(予定)の有無	有 ・ 無
----------------------------	-------

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書

㉔ 施設に在籍している保育従事者数	うち、研修受講の有無	保育の質の向上のための研修 子育て支援員研修 家庭的保育者等研修 その他()	人 人 人 人
㉕ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月 (研修名等: 年 月 (研修名等: 年 月	参加者数(名) 参加者数(名) 参加者数(名)	無

* ㉔、㉕については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉖ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……………特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……………上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 【⑪】 ○専用設備
貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。
- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
 - ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

- 建物の形態
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
 - ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
 - ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
 - ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

- 立地場所
貴施設の立地場所について、次のうちあてはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・住宅地……………住宅が主となる場所
 - ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
 - ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
 - ・工業地……………工場が主となる場所
 - ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【⑫】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑬】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

- <月極契約>
入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- <定期契約>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- <一時預かり>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……………特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……………上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 【⑪】 ○専用設備
貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。
- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
 - ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

- 建物の形態
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
 - ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
 - ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
 - ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

- 立地場所
貴施設の立地場所について、次のうちあてはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・住宅地……………住宅が主となる場所
 - ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
 - ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
 - ・工業地……………工場が主となる場所
 - ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
 - ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【⑫】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑬】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

- <月極契約>
入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- <定期契約>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- <一時預かり>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【14】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【15】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金が分かる書類を添付してください。

【16】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【17】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【18】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【19】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【20～21】
届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【22】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【24～25】
職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【26】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【27】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【28】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【29】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

<夜間保育>
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【14】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【15】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【16】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【17】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【18】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【19】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【20～21】
届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【22】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【24～25】
職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【26】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【27】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【28】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式1-2:設置届出書)(第59条の2)

認可外保育施設設置届

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(様式1-2:設置届出書)(第59条の2)

認可外保育施設設置届

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用)

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称					
② 事業所の所在地	〒			Tel	
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel				
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管理者住所	〒				
	Tel				
⑨ 事業開始年月日	年 月 日				
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。			
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
・ () (" 歳 ~ 歳)					
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

(別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用)

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称					
② 事業所の所在地	〒			Tel	
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel				
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管理者住所	〒				
⑨ 事業開始年月日	平成 年 月 日				
⑩ 系列事業所	(系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
日・祝祭日	: ~ :	: ~ :			
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。			
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
・ () (" 歳 ~ 歳)					
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

⑭-1 利用料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
4歳児	円	円	円	円	円	・行事参加費 円
5歳児	円	円	円	円	円	・通園送迎費 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	() 円

⑭-2 利用料 金 単位 (時間)		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)		円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)		円	円	円	円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯届出年月日の前日において保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)										
保育提供時間	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	2時間以下									
2時間～4時間以下										
4時間～6時間以下										
6時間～8時間以下										
8時間～										
計										

⑭-1 利用料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	円	() 円
4歳児	円	円	円	円	円	() 円
5歳児	円	円	円	円	円	() 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	() 円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

⑭-2 利用料 金 単位 (時間)		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)		円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)		円	円	円	円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯届出年月日の前日において保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)										
保育提供時間	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	2時間以下									
2時間～4時間以下										
4時間～6時間以下										
6時間～8時間以下										
8時間～										
計										

⑰ 保険加入状況	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
⑱ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	看護師									
	准看護師		その他 ()		その他 ()					
	その他 ()									

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	看護師									
	准看護師		その他 ()		その他 ()					
	その他 ()									

⑰ 保険加入状況	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
⑱ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)												
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
資格の有無等	人		人				人			人		
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人		
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人		
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人						
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人						
	保育士		その他		その他							
	看護師											
	准看護師											
	その他 ()											

※有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)												
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
資格の有無等	人		人				人			人		
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人		
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人		
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人						
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人						
	保育士		その他		その他							
	看護師											
	准看護師											
	その他 ()											

※有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

㉑ 事業所に在籍している保育従事者数 (内訳) <u>保育士</u> 人 <u>看護師・准看護師</u> 人 <u>居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者</u> 人 <u>子育て支援員研修(地域保育コース)修了者</u> 人 <u>子育て支援員研修(上記以外)修了者</u> 人 <u>家庭的保育者等研修修了者</u> 人 その他() 人	
㉒ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無

㉓ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

㉑ 事業所に在籍している保育従事者数 <u>うち、研修受講の有無</u>	人 人 人 人 人 人
㉒ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無

* ㉑、㉒については、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉓ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式2：事前指導)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県知事が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

(注)以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

(削る)

(削る)

(削る)

(様式2：事前指導)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

(注)以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

① 事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

② 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

③ 厚生労働大臣が定める組合がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児のみの保育を行う施設

① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

④ 一時預かり事業を行う施設

⑤ 病児保育事業を行う施設

⑥ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児の預かり

⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。））の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

④ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

⑤ 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

⑥ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

⑦ 一時預かり事業を行う施設 であって、当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設

⑧ 病児保育事業を行う施設 であって、当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設

(新設)

⑨ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑩ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・事業を開始した年月日
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付（児童福祉法第 59 条の 2 の 4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

（書面等交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1

(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第 59 条の 2 の 4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

（書面交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1

項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

.....

様式 3・4 (略)

項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 3 号)

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

.....

様式 3・4 (略)

(様式5：報告徴収(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

番 号
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について(照会)

貴殿の設置(管理)する〇〇〇について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

(様式5：報告徴収(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

番 号
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について(照会)

貴殿の設置(管理)する〇〇〇について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称					
② 施設 の 所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設 置 者 名					
⑤ 設 置 者 住 所	〒				
	Tel				
⑥ 代 表 者 名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所	〒				
	Tel				
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日				
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提 供 する サ ー ビ ス 内 容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2 サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。			
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
	・ () (" 歳 ~ 歳)				
⑬ 利 用 料 金 設 定 状 況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称					
② 施設 の 所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設 置 者 名					
⑤ 設 置 者 住 所	〒				Tel
	(氏名)		(職名)		
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所	〒				Tel
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	平成 年 月 日				
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提 供 する サ ー ビ ス 内 容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2 サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。			
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
	・ () (" 歳 ~ 歳)				
⑬ 利 用 料 金 設 定 状 況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

利用形態 年齢	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	() 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
在園時間	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	昼 間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
午後10時までにお迎え		()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

利用形態 年齢	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	() 円
4歳児	円	円	円	円	() 円
5歳児	円	円	円	円	() 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	() 円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が変わる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
在園時間	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	昼 間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
午後10時までにお迎え		()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑪ 時間帯別の在籍 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :										

⑫職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)			C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
人		人			人			人		
() 人		() 人			() 人			() 人		
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人					
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人					
	資格(従事している場合に記入)	准看護師 人	准看護師 人	() 人	() 人					
	保育士	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人							
	看護師	保育士 人	保育士 人							
	准看護師	准看護師 人	准看護師 人							
その他 ()	その他 () 人	その他 () 人								

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑪ 時間帯別の在籍 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :										

⑫職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)			C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
人		人			人			人		
() 人		() 人			() 人			() 人		
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	保育業務への従事 従事している	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人					
	従事していない	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人					
	資格(従事している場合に記入)	准看護師 人	准看護師 人	() 人	() 人					
	保育士	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人							
	看護師	保育士 人	保育士 人							
	准看護師	准看護師 人	准看護師 人							
その他 ()	その他 () 人	その他 () 人								

※ 有資格者(保育士・看護師・准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑬ ⑭のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱託医の有無	有	無
㉑ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人	栄養士 () 人

⑬ ⑭のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤											
	非常勤											
	常勤											
	非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	
	常勤・非常勤											
	常勤											
	非常勤											
	常勤											
	非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱託医の有無	有	無
㉑ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人	栄養士 () 人

②職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）										
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）			C その他職員（A、Bを除く）			D合計（A+B+C）		
（ ）人		（ ）人			（ ）人			（ ）人		
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()	()	()	()
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修	人	基準で定める研修	人				
	看護師		修了者	人	修了者	人				
准看護師		その他	人	その他	人					
その他（ ）		()	人	()	人					

② ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定														
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）														
職名	勤務形態	勤務時間帯									勤務時間			
(例) 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間		
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
常勤換算後の人数 総勤務時間										() 時間	÷	8時間	=	() 人

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）										
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）			C その他職員（A、Bを除く）			D合計（A+B+C）		
（ ）人		（ ）人			（ ）人			（ ）人		
※上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()	()	()	()
	・資格（従事している場合に記入）		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修	人	基準で定める研修	人				
	看護師		()	人	()	人				
准看護師		その他	人	その他	人					
その他（ ）		()	人	()	人					

* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

② ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定														
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）														
職名	勤務形態	勤務時間帯									勤務時間			
(例) 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間		
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
	常勤・非常勤													
常勤換算後の人数 総勤務時間										() 時間	÷	8時間	=	() 人

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間	
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑭ 施設に在籍している保育従事者数	人
(内訳) 保育士	△
看護師・准看護師	△
居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	△
子育て支援員研修(地域保育コース)修了者	人
子育て支援員研修(上記以外)修了者	△
家庭的保育者等研修修了者	人
その他()	人

⑮ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
⑯ 提携医療機関	提携医療機関	機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑰ 施設設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室					
		児童用便所					
		室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	△
		室数	室	室	室	室	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
室数	室	室	室	室	m ²		
			便器	個	m ²		

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間	
() 時間 ÷ 8時間 = () 人												

* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑭ 施設に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	人
保育の質の向上のための研修	人
子育て支援員研修	人
家庭的保育者等研修	人
その他()	人

* ⑭については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。
* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

⑮ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
⑯ 提携医療機関	提携医療機関	機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑰ 施設設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室					
		児童用便所					
		室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	△
		室数	室	室	室	室	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
室数	室	室	室	室	m ²		
			便器	個	m ²		

② 施設・設備	屋外遊戯場（園庭）	有（ m ² ） 無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所 有・無					
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他（ ）	建物の階				
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）					
	立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
②⑤ 乳児室の区画	有（専用室 フェンス ベビーベッド 他）	無					
②⑥ 保育室の採光・換気	窓等採光（良い 普通 悪い）・窓等換気（良い 普通 悪い）						
③① 便所の設備	保育室との仕切（有 無）・調理室との仕切（有 無）・専用手洗い（有 無）						
③④ 消火用具の設置	有（消火器 他：）	無					
③② 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有（ ） 無						
③③ 消防計画	有（届出年月日 年 月 日・未届）	無					
③④ 避難消火訓練	実施（実施回数 回/年・うち、図上訓練 回/年）	未実施					
③⑤ 保育室が2階にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（ <u>下表の区分ごと</u> に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている）	適	不適				
		適	不適				
	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>遊難用</td> <td>① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	遊難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段		
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段						
遊難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段						
③⑥ 保育室が3階以上にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（ <u>下表の区分ごと</u> に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている。 <u>（下表の設備が保育室等の各部分から30m以下に設けられている。）</u>	適	不適				
		適	不適				
	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>遊難用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段	遊難用	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段		
常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段						
遊難用	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段						
	調理室の防火区画（耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。	適	不適				
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防火処理	適	不適				
③⑦ 保育計画の策定	有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）	無					
③⑧ 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有（週 回） 入浴 清拭	無 無				
③⑨ 外遊び、外気浴の実施	実施（毎日 回/1週間）	未実施					

② 施設・設備	屋外遊戯場（園庭）	有（ m ² ） 無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所 有・無					
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他（ ）	建物の階				
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）					
	立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
②⑤ 乳児室の区画	有（専用室 フェンス ベビーベッド 他）	無					
②⑥ 保育室の採光・換気	窓等採光（良い 普通 悪い）・窓等換気（良い 普通 悪い）						
③① 便所の設備	保育室との仕切（有 無）・調理室との仕切（有 無）・専用手洗い（有 無）						
③④ 消火用具の設置	有（消火器 他：）	無					
③② 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有（ ） 無						
③③ 消防計画	有（届出年月日 平成 年 月 日・未届）	無					
③④ 避難消火訓練	実施（実施回数 回/年・うち、図上訓練 回/年）	未実施					
③⑤ 保育室が2階にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（ <u>(い) 柵及び(ろ) 柵</u> に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている）	適	不適				
		適	不適				
	<table border="1"> <tr> <td><u>(い)</u></td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td><u>(ろ)</u></td> <td>① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>	<u>(い)</u>	① 屋内階段 ② 屋外階段	<u>(ろ)</u>	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段		
<u>(い)</u>	① 屋内階段 ② 屋外階段						
<u>(ろ)</u>	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段						
③⑥ 保育室が3階以上にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（ <u>(い) 柵及び(ろ) 柵</u> に掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている）	適	不適				
		適	不適				
	<table border="1"> <tr> <td><u>(い)</u></td> <td>① 屋内避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td><u>(ろ)</u></td> <td>① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>	<u>(い)</u>	① 屋内避難階段 ② 屋外階段	<u>(ろ)</u>	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段		
<u>(い)</u>	① 屋内避難階段 ② 屋外階段						
<u>(ろ)</u>	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段						
	調理室の防火区画（耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。	適	不適				
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防火処理	適	不適				
③⑦ 保育計画の策定	有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）	無					
③⑧ 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有（週 回） 入浴 清拭	無 無				
③⑨ 外遊び、外気浴の実施	実施（毎日 回/1週間）	未実施					

⑩ 備えられている遊具等	玩具 () 絵本 机 椅子 楽器 () 他 ()
⑪ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名))

* ⑩については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

⑫ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施		
⑬ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無 有 無		
⑭ 保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無		
⑮ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施			
⑯ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数	哺乳ビンの消毒・保管方法		
	便所の清掃方法・回数	衣類の洗濯・消毒方法		
	調理室の清掃方法・回数	寝具の乾燥・消毒方法		
	食器の消毒・保管方法	玩具類の洗濯・消毒方法		
⑰ 給食	給食の実施	朝食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
		昼食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
		夕食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
	献立表の作成	朝食用 有 (週間献立) 無 昼食用 有 (週間献立) 無 夕食用 有 (週間献立) 無		
	乳児食 (離乳食)	有 (施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他)	無	
食品の保存	冷蔵庫 その他 ()			
⑱ 登園時の健康状態観察	有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)	無		
⑲ 降園時の個別検査	有 (服装 外傷 清潔 他)	無		
⑳ 児童の発育チェック	実施 (身長測定 体重測定 その他)	未実施		
㉑ 児童の健康診断	入所時	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施	
㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()			
㉓ 職員の健康診断	採用時	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他)	未実施	
	採用後	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他)	未実施	
㉔ 調理・調乳者の検便	実施 (毎月 隔月 回/年)	未実施		

⑩ 備えられている遊具等	玩具 () 絵本 机 椅子 楽器 () 他 ()
⑪ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名))

* ⑩については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

⑫ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施		
⑬ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無 有 無		
⑭ 保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無		
⑮ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施			
⑯ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数	哺乳ビンの消毒・保管方法		
	便所の清掃方法・回数	衣類の洗濯・消毒方法		
	調理室の清掃方法・回数	寝具の乾燥・消毒方法		
	食器の消毒・保管方法	玩具類の洗濯・消毒方法		
⑰ 給食	給食の実施	朝食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
		昼食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
		夕食	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
	献立表の作成	朝食用 有 (週間献立) 無 昼食用 有 (週間献立) 無 夕食用 有 (週間献立) 無		
	乳児食 (離乳食)	有 (施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他)	無	
食品の保存	冷蔵庫 その他 ()			
⑱ 登園時の健康状態観察	有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)	無		
⑲ 降園時の個別検査	有 (服装 外傷 清潔 他)	無		
⑳ 児童の発育チェック	実施 (身長測定 体重測定 その他)	未実施		
㉑ 児童の健康診断	入所時	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施	
㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()			
㉓ 職員の健康診断	採用時	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他)	未実施	
	採用後	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他)	未実施	
㉔ 調理・調乳者の検便	実施 (毎月 隔月 回/年)	未実施		

⑤⑤	備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他()					
⑤⑥	感染症への対応	再登園にあたっての取扱い(かかりつけ医とのやり取りを記載した書面等の提出 有 未実施)					
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施					
⑤⑦	乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施			
		仰向け寝	実施	未実施			
		保育室での禁煙の厳守	実施	未実施			
⑤⑧	安全確保	○安全対策 適 不適	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)				
		○事故防止 適 不適	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。				
		○緊急時の対策 適 不適	不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。				
		サービス内容等の掲示	実施	未実施			
		利用者への契約時の書面交付	実施	未実施			
⑤⑨	利用者等への情報提供	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施			
⑥⑩	児童票の作成状況	有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無					
⑥①	帳簿の作成、整備状況	職員名簿(履歴書)	有	無	児童出席表	有	無
		資格証明書	有	無	施設平面図	有	無
		職員の雇用状況がわかる書類(雇用通知書、賃金台帳等)		有	無		
⑥②	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL						
⑥③	企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無	有 ・ 無					

(添付書類)

1. (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2. 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3. 認可外指運監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4. マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5. 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
6. 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

⑤⑤	備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他()					
⑤⑥	感染症への対応	再登園にあたっての取扱い(かかりつけ医の <u>治療証明</u> 等の提出 有 未実施)					
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施					
⑤⑦	乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施			
		仰向け寝	実施	未実施			
		保育室での禁煙の厳守	実施	未実施			
⑤⑧	安全確保	○安全対策 適 不適	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)				
		○事故防止 適 不適	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。				
		○緊急時の対策 適 不適	不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。				
		サービス内容等の掲示	実施	未実施			
		利用者への契約時の書面交付	実施	未実施			
⑤⑨	利用者等への情報提供	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施			
⑥⑩	児童票の作成状況	有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無					
⑥①	帳簿の作成、整備状況	職員名簿(履歴書)	有	無	児童出席表	有	無
		資格証明書	有	無	施設平面図	有	無
		職員の雇用状況がわかる書類(雇用通知書、賃金台帳等)		有	無		
⑥②	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL						

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

※ 施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（一）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【22～23】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【24】 保育に従事している職員の**有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の2（2）**で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【25】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めなくてください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【26】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【27】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【41】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【42】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【43】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
- ・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。

【44】 ・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【51】、【53】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。

【52】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【54】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【22～23】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【24】 保育に従事している職員の**これまでの研修の受講状況**について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は**研修の受講状況について**記入してください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【25】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めなくてください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【26】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【27】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【41】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。**ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。**

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【42】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【43】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
- ・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。

【44】 ・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【51】、【53】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。

【52】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式 5 - 2 : 報告徴収)

番 号
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について (照会)

貴殿の設置 (管理) する〇〇〇について、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条第 1 項及び 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 7 号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合 (死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営 (児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等) に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

(様式 5 - 2 : 報告徴収)

番 号
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について (照会)

貴殿の設置 (管理) する〇〇〇について、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条第 1 項及び 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 7 号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合 (死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営 (児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等) に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称										
② 事業所の所在地	〒					Tel				
	最寄り駅		線		駅	バス	分	徒歩	分	
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設置者名										
⑤ 設置者住所	〒									
	Tel				〒					
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管理者住所	〒									
	Tel				〒					
⑨ 事業開始年月日	年 月 日									
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無				
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考					
	平日	: ~ :	: ~ :							
	土曜日	: ~ :	: ~ :							
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :							
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)		※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。							
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)									
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)									
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)									
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)		※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。							
・ () (" 歳 ~ 歳)										
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別		所得別 その他 () 設定なし							

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称										
② 事業所の所在地	〒					Tel				
	最寄り駅		線		駅	バス	分	徒歩	分	
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設置者名										
⑤ 設置者住所	〒									
	Tel				〒					
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管理者住所	〒									
	Tel				〒					
⑨ 事業開始年月日	平成 年 月 日									
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)					無				
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考					
	平日	: ~ :	: ~ :							
	土曜日	: ~ :	: ~ :							
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :							
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)		※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。							
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)									
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)									
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)									
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)		※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。							
・ () (" 歳 ~ 歳)										
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別		所得別 その他 () 設定なし							

⑭-1 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)									
保育提供時間	年 齢								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

⑭-1 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	() 円
	4歳児	円	円	円	円	() 円
	5歳児	円	円	円	円	() 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)									
保育提供時間	年 齢								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑰ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲										
: ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
人			人				人			
常勤	非常勤		常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人				
従事している			看護師	人	看護師	人				
従事していない			准看護師	人	准看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)			家庭的保育者		家庭的保育者					
保育士			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
看護師			人		人					
准看護師										
その他 ()										

⑲職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
人			人				人			
常勤	非常勤		常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人				
従事している			看護師	人	看護師	人				
従事していない			准看護師	人	准看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)			家庭的保育者		家庭的保育者					
保育士			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
看護師			人		人					
准看護師										
その他 ()										

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑰ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲										
: ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A、Bを除く)		D 合計 (A+B+C)	
人			人				人		人	
常勤	非常勤		常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
従事している			看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
従事していない			准看護師	人	准看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)			家庭的保育者		家庭的保育者					
保育士			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
看護師			人		人					
准看護師										
その他 ()										

※ 有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑲職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A、Bを除く)		D 合計 (A+B+C)	
人			人				人		人	
常勤	非常勤		常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
従事している			看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
従事していない			准看護師	人	准看護師	人				
・資格 (従事している場合に記入)			家庭的保育者		家庭的保育者					
保育士			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
看護師			人		人					
准看護師										
その他 ()										

※ 有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

㉑ 事業所に在籍している保育従事者数	人
(内訳) <u>保育士</u>	△
<u>看護師・准看護師</u>	△
<u>居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者</u>	△
<u>子育て支援員研修(地域保育コース)修了者</u>	人
<u>子育て支援員研修(上記以外)修了者</u>	△
<u>家庭的保育者等研修修了者</u>	人
その他()	人

㉒ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()	
	※保険契約書別添	保険事故(内容)		
	未加入	保険金額		
㉓ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			
㉔ 保育計画の策定	有(年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)			無
㉕ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	無
	(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	
	(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	

㉖ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施(年 回)			未実施
㉗ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している(年 回)			有 無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している			
㉘ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	有 無
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他()	有	無	
㉙ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉚ 利用開始時の健康状態観察	有(体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)			無
㉛ 利用開始時の個別検査	有(服装 外傷 清潔 他)			無
㉜ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認	・ 回/年 未実施
㉝ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他()			
㉞ 職員の健康診断	採用時	実施(事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
	採用後	実施(事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
㉟ 検便	実施(毎月 隔月 回/年)			未実施
㊱ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施	実施 未実施 未実施
	仰向け寝 禁煙の厳守	実施	未実施	

㉑ 事業所に在籍している保育従事者数	人
<u>うち、研修受講の有無</u>	人
<u>居宅訪問型保育研修</u>	人
<u>子育て支援員研修</u>	人
<u>家庭的保育者等研修</u>	人
その他()	人

* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉒ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()	
	※保険契約書別添	保険事故(内容)		
	未加入	保険金額		
㉓ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			
㉔ 保育計画の策定	有(年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)			無
㉕ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	無
	(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	
	(研修名等:)	年 月	参加者数(名)	

* ㉕については、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉖ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施(年 回)			未実施
㉗ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している(年 回)			有 無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している			
㉘ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	有 無
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他()	有	無	
㉙ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉚ 利用開始時の健康状態観察	有(体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)			無
㉛ 利用開始時の個別検査	有(服装 外傷 清潔 他)			無
㉜ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認	・ 回/年 未実施
㉝ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他()			
㉞ 職員の健康診断	採用時	実施(事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
	採用後	実施(事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
㉟ 検便	実施(毎月 隔月 回/年)			未実施
㊱ 乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施	実施 未実施 未実施
	仰向け寝 禁煙の厳守	実施	未実施	

㉞ 安全確保	○安全対策 適 不適		
	実施内容 ()		
	○事故防止 適 不適		
	実施内容 ()		
	○緊急時の対策 適 不適		
実施内容 ()			
㉟ 利用者等への情報提供	サービス内容等の揭示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施
㊳ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)		無
㊴ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書) 有 無	児童利用状況表 有 無	
	資格証明書 有 無		
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)	有 無	
㊵ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL			

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外指導監督基準第1の2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

㉞ 安全確保	○安全対策 適 不適		
	実施内容 ()		
	○事故防止 適 不適		
	実施内容 ()		
	○緊急時の対策 適 不適		
実施内容 ()			
㉟ 利用者等への情報提供	サービス内容等の揭示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施
㊳ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)		無
㊴ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書) 有 無	児童利用状況表 有 無	
	資格証明書 有 無		
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)	有 無	
㊵ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL			

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

※ パンフレット、料金表等を添付してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する都道府県内にある系列事業所を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑩-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑩-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は運営状況報告記入日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する都道府県内にある系列事業所を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑩-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑩-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は運営状況報告記入日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際
【19】 保育に従事している職員について記入してください。なお事業所長についても実際に従事している場合はこれに
含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者につい
【20】 て記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入
ください。

【21】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付
してください。

【22】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してくださ
【24】 い。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）
【25】 は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入して
ください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください

貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修
【26】 への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5
回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください

職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまる
【33】 もの1つを○で囲んでください。個人で事業を実施する場合は、年1回の健康診断の実施の有無について記入す
ること。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのUR
【40】 Lを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場
合は除きます。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際
【19】 保育に従事している職員については、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間
数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお事業所長についても実際に従事している場
合はこれに含めてください。

【20】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、事業所長についても
実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。

【21】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含まない
てください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【22】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況
【24】 について記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを
記入してください。

貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）
【25】 は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入して
ください。

貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修
【26】 への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5
回」と記入してください。

【33】 職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまる
もの1つを○で囲んでください。

【40】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのUR
Lを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場
合は除きます。

(様式6：事故等が生じた場合の報告)

教育・保育施設等 事故報告様式

事故報告日								報告回数		
認可・認可外								施設・事業種別		
自治体名								施設名		
所在地								開設(認可)年月日		
設置者 <small>(姓名・法人名・自治体名等)</small>								代表者名		
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計		
教育・保育従事者数	名							うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名	
うち常勤教育・保育従事者	名							うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名	
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²		
		m ²		m ²		m ²		m ²		
発生時の体制	名			名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名	
異年齢構成の 場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名		
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名				
事故発生日								事故発生時間帯		
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス						入園・入所年月日			
子どもの性別								事故誘因		
事故の転帰								(負傷の場合)負傷状況		
(死亡の場合)死因								(負傷の場合)受傷部位		
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】									
	【病状】									
	【既往症】								病院名	
特記事項 <small>(事故と因果関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー・教育・発達状況、発生時の天候等を記載)</small>										
発生場所										
発生時状況										
発生状況 <small>(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1欄においては可能な範囲で記入し、2欄以降で修正すること)</small>										
当該事故に 特徴的な事項										
発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)</small>										

※ 第1欄は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等については、でき次第報告してください。
 ※ 第2欄報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

(様式6：事故等が生じた場合の報告)

特定教育・保育施設等 事故報告様式

認可・認可外	施設・事業種別	地域子ども・子育て支援事業別	平成 年 月 日 / 第 報			
自治体名			施設名			
所在地			開設(認可)年月日			
設置者			代表者名			
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
教育・保育従事者数	名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名
うち常勤教育・保育従事者	名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²
		m ²		m ²		m ²
事故対応 マニュアルの状況	有・無	事故予防に関する研修の直近の実施日		平成 年 月 日		
事故発生日時	平成 年 月 日		時 分			
子どもの年齢・性別	歳	ヶ月	児	入園・入所年月日	平成 年 月 日	
病状・死因等 (既往症)	既往症:		病院名			
発生時の体制	歳児 名		教育・保育従事者		名 (うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名)	
発生場所						
発見時の 子どもの様子						
発生状況	時間	内 容				
	(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)					
当該事故に 特徴的な事項						
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)						

※1 第1報は水色着色部分について報告してください。
 ※2 第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
 ※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。
 ※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※5 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	【具体的内容記載欄】
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	職員配置	【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	【具体的内容記載欄】
	担当職員の動き	【具体的内容記載欄】
	他の職員の動き	【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
【所管自治体必須記載欄】 事故発生時の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		

【事故報告様式送付先】

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品の製造に関する事故、園の安全管理に関する事故について
・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
・厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室 (FAX: 03-3595-2313 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
・消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email:syouhisya.anzen@caa.go.jp)

【データベース掲載用】

事故の概要

--

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)		
ハード面 (施設、設備等)		
環境面 (教育・保育の状況等)		
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士の状況)		
その他		

事故発生の要因分析に係る自治体コメント

--

※国に報告をする際に、施設・事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載してください。

事故報告様式送付先：内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

(FAX: 03-3581-2521 E-mail:kodomokosodate1@cao.go.jp)

<園の教育活動中の事故について>

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

スポーツ・青少年局参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付

(FAX: 03-6734-3736 E-mail:youji@mext.go.jp)

<その他、通園中や園における製品の製造に関する事故、園の安全管理に関する事故について>

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

(FAX: 03-6734-3794 E-mail:anzen@mext.go.jp)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(FAX: 03-3595-2674 E-mail:hoikuanzen@mhlw.go.jp)

消費者庁消費者安全課

(FAX: 03-3507-9290 E-mail:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

(様式7：長期滞在児がいる場合の報告)

長期に滞在している児童について（報告）

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

殿

住 所
氏 名（又は名称） 印
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

- 1 児童について
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日、年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所、電話番号
- 2 保護者について
 - (1) 氏名
 - (2) 続柄
 - (3) 住所、電話番号
 - (4) 勤務先等
- 3 滞在期間、滞在の状況等
- 4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

(様式7：長期滞在児がいる場合の報告)

長期に滞在している児童について（報告）

令和 年 月 日

〇〇〇 知事 殿

住 所
氏 名（又は名称） 印
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

- 1 児童について
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日、年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所、電話番号
- 2 保護者について
 - (1) 氏名
 - (2) 続柄
 - (3) 住所、電話番号
 - (4) 勤務先等
- 3 滞在期間、滞在の状況等
- 4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

(様式8) (第59条の2第2項)

認可外保育施設事業内容等変更届

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 罫
代表者

認可外保育施設の事業内容等下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
(1) 変更前
(2) 変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

(様式8) (第59条の2第2項)

認可外保育施設事業内容等変更届

令和 年 月 日

〇〇〇 知事 殿

住 所
氏 名 (又は名称) 罫
代表者

認可外保育施設の事業内容等下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
(1) 変更前
(2) 変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

(様式9) (第59条の2第2項)

認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書

令和 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり [休止・廃止] 致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出いたします。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出いたします。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 [休止・廃止] 年月日
- (4 事業再開見込み年月日)
- 5 [休止・廃止] 理由

(様式9) (第59条の2第2項)

認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書

令和 年 月 日

〇〇〇 知事 殿

住 所
氏 名 (又は名称) 印
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり [休止・廃止] 致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出いたします。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出いたします。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 [休止・廃止] 年月日
- (4 事業再開見込み年月日)
- 5 [休止・廃止] 理由

様式 10～13 (略)

様式 10～13 (略)

(様式 14 : 掲示様式) (第 59 条の 2 の 2)

(保育施設名)
○○○○○○

施設の所在地
事業開始年月日
設置者
管理者 (施設長)

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

※変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること

◇保育従事者等の配置

※法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設 (1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。) 及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積 m²

緊急時等の対応等

◇緊急時等における対応方法

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

◇利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

◇非常災害対策

◇虐待の防止のための措置

当施設は児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県 (○○部○○課) (TEL)

(様式 14 : 掲示様式) (第 59 条の 2 の 2)

(保育施設名)
○○○○○○

施設の所在地 〒○○○-○○○
○○県○○市○○1-2-3 △ビル
事業開始年月日 ○年○月○日
設置者 ○○○
管理者 (施設長) ○○○

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

◇保育従事者等の配置

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積 m²

当施設は児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県 (○○部○○課) (TEL)

(記載例)

〇〇〇保育室

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル
事業開始年月日 〇年〇月〇日
設置者 〇〇株式会社(代表 〇〇〇〇)
管理者(施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇ 開所時間

○月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
○土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇ 定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇ 保育内容・利用料金

○月極預かり ***円～***円
○一時預かり ***円～***円
○延長保育料金 ***円～***円

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇ 保育従事者等の配置

○当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)(延長時間帯)

土日・祝祭日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)
○その他調理員1名を配置しています。

(記載例)

〇〇〇保育室

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル
事業開始年月日 〇年〇月〇日
設置者 〇〇株式会社(代表 〇〇〇〇)
管理者(施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇ 開所時間

○月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
○土日・祝祭日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)

◇ 定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇ 保育内容・利用料金

○月極預かり ***円～***円
○一時預かり ***円～***円
○延長保育料金 ***円～***円

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇ 保育従事者等の配置

○当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)
(延長時間帯)

土日・祝祭日

〇:〇〇～〇:〇〇 8名(保育士6名 その他2名)
〇:〇〇～〇:〇〇 4名(保育士3名 その他1名)
○その他調理員1名を配置しています。

様式 15 (略)

様式 15 (略)